

【個人情報保護に対する基本方針】

1. 基本方針

社会福祉法人 明和福祉会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ります。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1)個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行ないます。
- (2)個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3)個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行ないます。

3. 安全性確保の実践

- (1)当法人は、個人情報の取組みを全役職員に周知徹底させるために、個人情報に関する規程を就業規則に定めると共に、施設内規を作成し必要な教育を行ないます。
- (2)個人情報保護の取組みが適切に実施されるよう、継続的な維持・改善に努めます。

4. 個人情報保護に関する問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についての質問や問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、和泉愛児園事務室にて受け付けます。

電話／FAX 055-252-5854

e-mail izumi@kofu.hoikuen.mia.ne.jp

平成17年4月1日

社会福祉法人 明和福祉会

理事長 廣瀬 集一

【 個人情報管理に関する内規 】

(目的)

第1条 和泉愛児園(以下「こども園」という)は、個人情報の取り扱いに関する体制・基本ルールを策定し、保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関するこども園としての社会的責任を果たすこととする。

(用語の定義)

第2条 内規で使用する用語は以下の通りとする。

1 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

2 機密情報

外部に公開することを禁止されている情報、及び保育園のサービスに関する固有の情報を指す。

3 本人

こども園が保有する個人情報で識別される個人をいう。

4 役職員

当法人の役員、正職員、臨時職員をいう。

(対象となる情報)

第3条 内規の対象となる情報は、こども園で保管するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 内規は、こども園の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等こども園に所属しないスタッフに対しても、内規の趣旨を踏まえた適切な取り扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この内規に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

(個人情報管理責任者)

第5条 こども園における個人情報管理責任者は、園長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報管理委員会等を設置し、こども園における個人情報管理に関する取組みを推進する。
- 3 個人情報管理責任者は、上記取組みを果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報保護に対する基本方針)

第6条 個人情報保護に関する基本方針は、法人の定めるところによる。

(職員の個人情報の取り扱い)

第7条 職員は、採用時に本内規を遵守する旨の誓約書を提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。退職時においても、在職中に得た個人情報を漏洩しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の収集)

第8条 個人情報の収集は利用目的を明確にし、目的の達成に必要な限度において行う。

(個人情報の保管)

第9条 こども園で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全対策を行なう。

2 職員は施設長の承認なく、個人情報を外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。

3 個人情報を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合は、事前に個人情報管理者の承認を得た上で、機密保持契約を締結してこれを行なうものとする。

(個人情報の利用)

第10条 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行ない、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。

(個人情報の破棄)

第11条 保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに破棄するものとする。

(本人からの照会対応等)

第12条 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等苦情及び照会の受付窓口を、こども園事務室、又は和泉こども館子育て支援センターとする。

(教育)

第13条 個人情報管理者は、定期的に全職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行なう。また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取り扱いを行なうよう指導・監督する。

(本内規への違反)

第14条 本内規への違反が明らかになった場合、就業規則の定めに従い、違反を行なった職員を処分の対象とする。

(附則) この規則は平成17年4月1日から施行する。

この規則は令和2年1月24日一部改定する。